

# 緊急事態宣言解除後の対応

- 解除後もこれまでの経験を踏まえた取組が必要です。国・自治体は監視、検査等の体制を着実に整え、国民の皆さまの行動変容への理解と協力を得ていきます。
- 忘年会等での感染や帰省による世代間の伝播等を契機に生じたと考えられる急速な感染拡大については、年初から2か月半の間の緊急事態宣言により感染状況は改善されました。この間に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法の改正法が成立し、ワクチン接種が開始される一方、従来株よりも感染性が増していることが懸念される変異株への感染が国内でも継続的に確認されています。
- 基本的な感染予防策の徹底が重要といったこれまでの経験で学んできたことを社会全体で共有することが必要です。そして同じく、これまでの経験で明らかになった感染リスクの高い場（飲食の場、恒例行事など）に着目した戦略的な情報発信の強化とともに、正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた情報発信等を推進します。
- 社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、国及び自治体において、以下の対応を進めます。コロナ禍の中での医療提供とワクチン接種の双方に対応する医療関係者の負荷を減少させ、地域の変異株の探知を的確に行えるようにするためにも、感染防止対策の徹底が必要です。
- 特に、都市部から周辺地域へというこれまでの感染拡大の経過を踏まえるとともに、特に東京都を始めとする大都市部について、自治体と密接に連携し、感染拡大を防止するため、機動的に徹底的な対策を実施します。

令和3年3月5日付け事務連絡において、経過措置の適用期間等は別途通知することとされていたところ、1都3県において、催物の開催制限等の経過措置を4月18日までとする等を通知するので、引き続き、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡  
令和3年3月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を終了することとし、基本的対処方針を改定した。

令和3年3月5日付け事務連絡において、緊急事態宣言解除後の取扱いは、「緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する」とされていたところ、法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、経過措置の適用期間等、1都3県における留意事項等を通知する。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

記

1. 1都3県における催物の開催制限

(1) 催物の開催制限の目安

令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡1.(2)に示す目安の適用期間等については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

## (2) 人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

## (3) その他留意事項

### ① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)③(I)のとおり取り扱うこと。

### ② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

#### 【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

#### 【3月3日から販売されたチケット】

当該チケットは、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えないこと。

## 2. 1都3県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡2.(2)に示す目安の適用期間については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

## 3. 1都3県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(2)のとおり取り扱うこと。

## 4. その他留意事項

### ① 1都3県以外における催物の開催制限、施設の使用制限等の取扱いについて

令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

② 感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

【別紙】 1都3県におけるイベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
経過措置 (約1か月、 ～4/18)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方  注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。	都道府県の判断
その他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3  注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

事務連絡  
令和3年3月22日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要であることから、今般、国民の皆様が飲食店を選ぶ際のポイント、各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント等を、別添のとおりとりまとめました。

各都道府県におかれては、市区町村及び関係団体に周知いただくとともに、飲食店や企業を訪問する機会がある際に、積極的に周知いただくようお願いいたします。各府省庁におかれましては、各職員及び関係団体に周知いただくとともに、飲食店や企業を訪問する機会がある際に積極的に、周知いただくようお願いいたします。

なお、令和3年2月4日の事務連絡にて、「飲食の場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」及び「職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」を周知したところですが、別添のとおりフォーマットを見直しましたので、改めて飲食店や職場における感染防止のための取組を勧奨するようにしてください。

別添の資料は、いずれも以下のアドレスから、ダウンロードすることができます。

<https://corona.go.jp/proposal>

# 飲食の場面におけるコロナ感染症対策のお知らせ



国民の皆様へ ～飲食店を選ぶ際のポイント～

●アクリル板の設置  
(座席の間隔の確保)



●食事中以外の  
マスク着用の推奨



●消毒液の設置



●換気の徹底  
(1,000ppm以下で)



※主な飲食店予約サイトで飲食店の感染症対策が確認できます。

**飲食店に行く際は、できるだけ、家族か、4人まででお願いします！**

飲食店の皆様へ ～設備支援があります～

### 小規模事業者持続化補助金（経済産業省）

- ・小規模事業者の販路開拓や感染防止対策費用を最大100万円、3/4補助緊急事態宣言の影響により本年1～3月売上 ▲30%で補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円から最大50万円に引き上げ
  - ・3月下旬公募開始予定 ※1月8日以降のものが対象
- <https://seisansei.smrj.go.jp/>

### 高機能換気設備等の導入支援事業（環境省）

- ・中小企業等の高機能換気設備及び空調設備導入費用を1/2、最大1000万円補助
  - ・3月16日公募開始 ※1月8日以降のものが対象
- [http://www.siz-kankyoku.jp/2020hoseico2-2\\_kanki.html](http://www.siz-kankyoku.jp/2020hoseico2-2_kanki.html)



内閣官房 コロナ 支援 🔍 で検索すると、最新の支援策一覧が掲載されています。

# 職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

～各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント～



●テレワーク、時差出勤の推進



●気兼ねなく休めるルール、  
雰囲気づくり



RE: お休みさせていただきます。  
代わりに対応するから大丈夫！お大事に。  
本日、体調不良のためお休みさせていただきますでしょうか？

●密にならない工夫



●“場の切り替わり”での  
対策・呼びかけ



●基本的な感染防止対策



流水での手洗い



共用部分の消毒



マスクの着用

※業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらもチェックしてください。ガイドラインはこちら➡

内閣官房 ガイドライン 🔍



# 飲食の場面における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

## ～取組の5つのポイント～

- 座席の配置などを工夫し、密にならず、  
他のお客様との間隔を十分に取っています。
- 対面防止、定期的な換気、仕切り、  
飲食時以外のマスク徹底、消毒液の設置など、  
感染防止の基本的な対策を徹底しています。
- 要請された営業時間を守っています。
- “長時間飲食・飲みすぎ”にならないように呼びかけする  
など、「感染リスクが高まる『5つの場面』」での  
工夫を行っています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、  
実行できる雰囲気を作っています。

(飲食店名)

# 職場における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

## ～取組の5つのポイント～

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

(職場名)

関係各府省庁におかれては、年度当初の研修における感染防止策の徹底と関係団体への留意事項の周知徹底をお願いします。

事務連絡  
令和3年3月23日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 年度当初の研修での留意事項について

平素より新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、別紙のとおり、留意事項をとりまとめました。

関係各府省庁におかれては、研修を実施する際には、オンラインによる研修の検討、業種別ガイドラインの遵守徹底、研修時期の見直し、研修時の懇親会等の自粛など、必要な感染防止策の実施を御検討いただくようにお願いします。

また、関係各府省庁におかれては、関係団体（地方公共団体、経済団体等）に対し、年度当初の研修での留意事項を周知いただき、必要な感染防止策の実施を勧奨していただくようにお願いします。

## 年度当初の研修での留意事項について

### 1. オンラインによる研修の検討

人の移動、人の集合による三密を避ける観点から、可能な限り、オンラインによる研修の開催を検討する。



### 2. 業種別ガイドラインの遵守徹底

研修や出張等については、業種別ガイドライン（オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等）の遵守徹底を図る。



### 3. 研修時期の見直し

感染状況等を踏まえ、研修の時期を見直す（分散開催も検討）。

### 4. 研修時の懇親会等の自粛

感染状況等を踏まえ、研修時に行われる懇親会等は、当面、開催の自粛を強く促す。

